

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下呂市長 山内 登

市町村名 (市町村コード)	下呂市 (21-220)
地域名 (地域内農業集落名)	下呂市 門坂 無数原 大垣内 小坂町 大島 坂下 長瀬 赤沼田 落合下島 落合 湯屋 大洞 大洞 鹿山 西村 惣島 井谷・名丸 荻原・堀之内 中切 中切 数河 黒石垣内 黒石和田・川上 位山 上之田 中央 平 跡津 古関 上羽根 中羽根 下羽根 西上田 大上 西上田 上上田・定清 西上田 釜ヶ野 上野上 下野上 尾崎3区 尾崎2区 尾崎1区 中四美 下四美 上四美 大ヶ洞 奥田洞 桜洞 萩原上 萩原中 萩原下 上村上 上村下 花池 中呂 下宮田 上宮田 上上呂 下上呂 (中上呂) 下上呂 森 大洞 森 塚田 森 南部 上小川・大林 中小川 大淵 (小川) 少ヶ野・三原 東上田 保木口 東上田 上野 森 宮本 湯之島 東上田 上野 幸田 森 北部 御厩野 上組 御厩野 岩野 御厩野 大畑 御厩野 小田畑 御厩野 見座・西田 野尻 第一 野尻 第二 野尻下島・向上 野尻 向下 宮地 栃村 宮地 中組 宮地 宮前 宮地 川下 宮地 上組 乗政 第一 乗政 第二 乗政 西村 乗政 共栄 乗政 上組 乗政 三ツ石 門和佐 東部・昭和 門和佐 中村・大野 門和佐 中央 門和佐 西部 下夏焼 夏焼 中組 夏焼 中切 田口 蛇之尾 大鹿野 門原 保井戸 瀬戸・三ツ淵 焼石 和佐 和佐 火打 久野川 乙原 八坂 中原、広瀬 中戸川 上戸川 西沓部 上沓部 谷合 下沓部 祖師野 祖師野 中切・麻生谷 下原町・渡大船渡 大船渡 中津原 福来 奥金山 町区 町区 藤倉 中宮 井尻 前山 与市野 洞 笹洞新田・貝洞新田 貝洞月本 月本 和田・七宗開拓 前洞神田 大谷戸 田島
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第2回)

注1: 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2: 「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【現状】 下呂市の農業は、「コシヒカリ」や下呂市発祥の「いのちの壺」等の稲作を主体に、「飛騨牛」を中心とした畜産業、冷涼な気候を活かした「飛騨トマト」の栽培が盛んである。しかしながら、典型的な中山間地域である下呂市は元々が農業不利地であり、今後の土地改良事業及び、農地集積が難しいことに加え、少子高齢化によって、農業の担い手が不足しているため、耕作放棄地が年々増加している。</p> <p>【課題】 ◆荒廃農地の増加に伴う地域景観の悪化、獣害被害 ◆高齢化、厳しい就農条件、割に合わない等の理由による農業者の減少 ◆栽培方法等の農作物の付加価値を反映させるシステムが存在しない ◆中山間地域の農業及び、兼業農家への支援が不十分</p>
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<p>◆水稻を中心にハウスによるトマト栽培、畜産業とそれに伴う飼料作物の栽培を推進する。 ◆将来に残すべき農地を選定・明確化し、調和のとれた景観を維持する。 ◆住民と農業者の協働を支援し、農地、農業用水路、農道等の維持管理を行う。 ◆土地改良事業への取組みを支援し、農業生産の効率化を図る。 ◆新規就農者の受入れ、農地の受け手である経営体の育成、支援を行う。 ◆耕畜連携、地産地消等の持続可能な循環型農業を推進する。</p>
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,111 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,120 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

全ての農振農用地区域内の農地を地域計画の対象農地とし、農業振興、地域景観の維持という観点から将来にわたって守るべき農地と位置付ける。(保全・管理も含めて)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>良好な条件の農地は農業委員、農地利用最適化推進員がパイプ役となり、農地中間管理機構を活用して地域の大規模米農家に集積・集約を行い、将来的には基盤整備事業に取り組む。 一方、狭小地等の条件の悪い農地は、兼業農家を「小さな担い手」として位置付けて支援を行い、地域の景観維持を図る。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>今後、基盤整備事業を考えている地域や新規就農者の積極的な誘致を検討している地域の農地の利用権設定については、原則として農地中間管理事業を活用する。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>◆県営事業等を活用して農地や農業用施設を整備し、作業の効率化を図る。 ◆「日本型直接支払い制度」を活用した農地・農業用施設の維持管理を行う。 ◆遊休化した農地の解消を支援する。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>◆地域の中核を担う農業者に農地集積を推進する。 ◆新規就農者を積極的に誘致し、総合的なサポートを行う。 ◆スマート農業等の新たな生産技術の導入を支援し、生産性の向上を図る。 ◆半農半Xやスポットワーク等で労働力を確保し、農業経営を安定させる。 ◆子ども達に農業の魅力を伝え、将来の就農につなげる。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>◆農協：農業資材及び、苗等の注文取りまとめ へり防除 不要資材の回収 選果 ほか ◆大規模米農家：作業受託(耕起・田植え・刈取り ほか)</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

✓	①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	✓	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
✓	⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	✓	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止総合対策交付金を活用しながら、猟友会への支援や獣害柵の設置等を実施する。
②有機・減農薬・減肥料による作物の販路開拓と新たな栽培方法導入への支援を行う。
③リモートセンシングやドローン等の先進的な技術を積極的に導入し、持続可能な農業を目指す。
④大規模米農家の不在地域、条件不利農地では積極的にエゴマや飼料作物等を栽培し畑地化を進める。
⑥市内でバイオークスに必要な“おがくず”の原料となる品目の生産を拡大し、遊休農地対策を行う。
⑦兼業農家を「小さな担い手」として位置付け、「日本型直接支払制度」等を活用しながら、担い手不在地域、条件不利地の保全・管理する。
⑧トマト農家の増加に伴う選果場の規模拡大と集荷拠点の増加を目指す。また、臭気の問題をクリアして地域内に簡易なストックヤードの設置を検討し、市内産堆肥の循環を促進する。
⑨循環型農業システムの構築のためには、市内産堆肥の生産と流通、活用が必要不可欠であり、地域内の耕種農家と畜産農家の連携を推進する。